

○郡山市児童センター条例

平成3年3月19日
郡山市条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにし、児童の福祉の向上を図るため、郡山市児童センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平17条例41・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市希望ヶ丘児童センター	郡山市希望ヶ丘1番19号

(事業)

第3条 センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行うこと。
- (2) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成及び助長を図ること。
- (3) 児童の福祉の増進に資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(平17条例41・一部改正)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平17条例41・追加)

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、センターの休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(平17条例41・追加)

(使用許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、市長(第13条の規定により指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第8条まで及び第11条の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(平17条例41・旧第4条繰下・一部改正)

(使用許可の制限)

第7条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

(平17条例41・旧第5条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。

(3) 使用許可後において[前条各号](#)のいずれかに該当したとき。

(平17条例41・旧第6条繰下・一部改正)

(使用料)

第9条 センターの使用料は、無料とする。

(平17条例41・旧第7条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例41・全改)

(使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

(平17条例41・旧第8条繰下・一部改正)

(使用者の賠償責任)

第12条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平17条例41・旧第9条繰下・一部改正)

(管理の代行)

第13条 市長は、センターの管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) [第3条](#)に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 施設、設備等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(平17条例41・追加)

(指定管理者の募集の公告等)

第14条 市長は、[前条](#)の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人その他の団体又は指名する複数の団体のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(平17条例41・追加)

(指定管理者の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書にセンターの管理の実施に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる団体は、[次の各号](#)に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、[法第244条の2第11項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、[前条](#)の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

- (1) [地方自治法施行令\(昭和22年政令第16号\)第167条の4](#)に規定する者に該当しないこと。
- (2) [会社更生法\(平成14年法律第154号\)](#)、[民事再生法\(平成11年法律第225号\)](#)等による更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 郡山市税を滞納していないこと。
- (4) その他規則で定める要件

(平17条例41・追加)

(指定管理者の選定)

第16条 市長は、[前条第1項](#)の規定による申請があつたときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、センターの管理を行うことについて適当と認める団体を、指定管理者の候補となる団体に選定するものとする。

- (1) センターにおける市民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) センターの管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。
- (4) センターの管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。
- (5) 申請した団体がセンターの管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。

(6) その他市長がセンターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

2 市長は、[前項](#)の規定により選定をしたときは、速やかにその結果を[前条第1項](#)の規定により申請した団体に通知しなければならない。

(平17条例41・追加)

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、[前条第1項](#)の規定により選定した指定管理者の候補となる団体について、議会の議決を経たときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者を指定する場合において、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(平17条例41・追加)

(協定の締結)

第18条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、センターの管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(平17条例41・追加)

(事業報告書の提出)

第19条 [法第244条の2第7項](#)の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日([同条第11項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日)以内にしなければならない。

(平17条例41・追加)

(指定等の公告)

第20条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) [第17条第1項](#)の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) [法第244条の2第11項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) [前2号](#)の規定により公告した事項に変更があつたとき。

(平17条例41・追加)

(開館時間等の変更)

第21条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、[第4条](#)に規定する開館時間を臨時に変更し、又は[第5条](#)に規定する休館日を臨時に変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(平17条例41・追加)

(事業計画書等の内容の変更等)

第22条 指定管理者は、[第15条第1項](#)の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、[前項ただし書](#)に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(平17条例41・追加)

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例41・追加)

(指定管理者の原状回復義務)

第24条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は[法第244条の2第11項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例41・追加)

(指定管理者の賠償責任)

第25条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平17条例41・追加)

(処分の効力)

第26条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は[法第244条の2第11項](#)の規定による指定の取消し若しくは業務の全部若しくは一部の停止によりセンターの管理を行う者に変更があったときは、当該変更の日前にセンターの使用許可の権限を有する者(以下「変更前の権限者」という。)に対してなされた使用許可の申請及び変更前の権限者によりされた使用許可は、変更の日以後に使用許可の権限を有する者(以下「変更後の権限者」という。)に対してなされた使用許可の申請及び変更後の権限者によりされた使用許可とみなす。

(平17条例41・追加)

(委任)

第27条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例41・旧第11条繰下)

附 則

[この条例](#)の施行期日は、規則で定める。

(平成3年3月22日規則第15号で平成3年4月1日から施行)

附 則(平成12年郡山市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年郡山市条例第41号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の規定により委託している郡山市児童センターの管理及び運営は、改正後の第17条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間が開始する日までの間は、なお従前の例による。

令和2年度

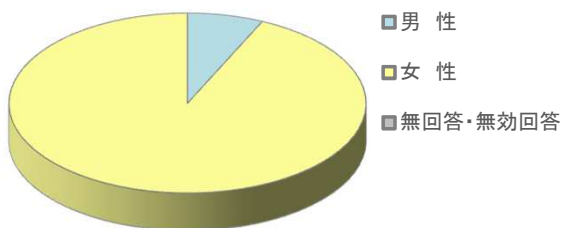
郡山市希望ヶ丘児童センター 利用者アンケート 単純集計結果

施設所管課等名	こども未来課	
指定管理者名	社会福祉法人郡山市社会福祉事業団	
回収状況	配布	58枚
	回収	58枚
	(うち無効票)	(0枚)
	有効	58枚
	回収率	100.0%
点数(平均)	92.76点 (満点:100点)	
備考		

(1) 利用者について

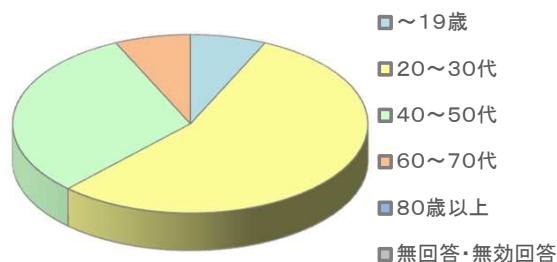
1 利用者の性別

男性	4人	6.9%
女性	54人	93.1%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



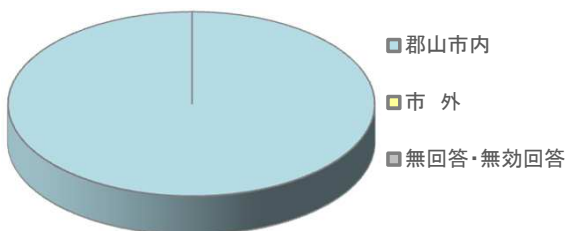
2 利用者の年齢

～19歳	4人	6.9%
20～30代	32人	55.2%
40～50代	18人	31.0%
60～70代	4人	6.9%
80歳以上	0人	0.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



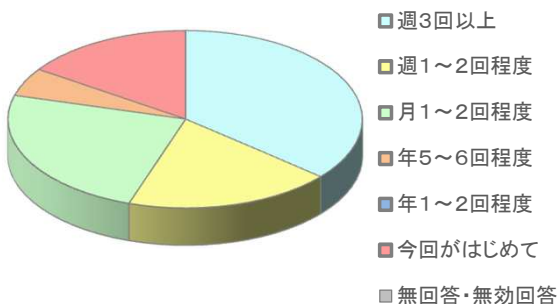
3 利用者の居住地

郡山市内	58人	100.0%
市外	0人	0.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



4 利用者の利用頻度

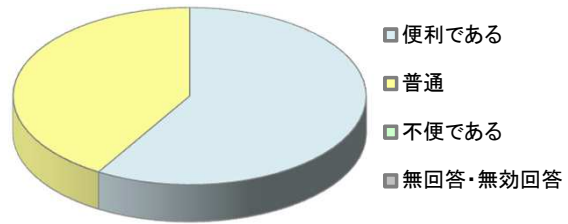
週3回以上	21人	36.2%
週1～2回程度	11人	19.0%
月1～2回程度	14人	24.1%
年5～6回程度	3人	5.2%
年1～2回程度	0人	0.0%
今回がはじめて	9人	15.5%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



(2) 施設の利用について

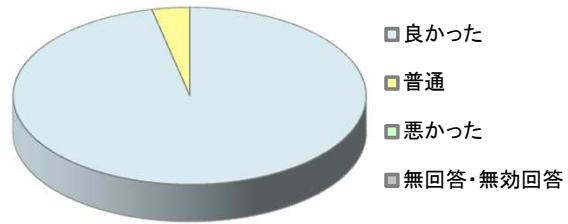
1 利用時の手続きや申請方法について

便利である	34人	58.6%
普通	24人	41.4%
不便である	0人	0.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



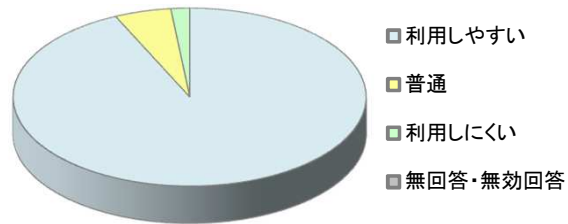
2 職員の対応、マナーについて

良かった	56人	96.6%
普通	2人	3.4%
悪かった	0人	0.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



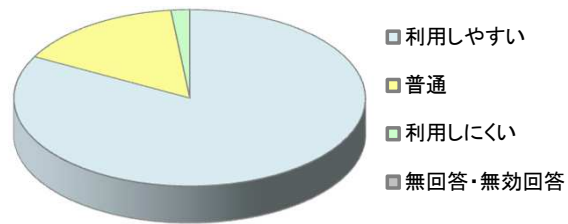
3 施設・設備を利用された感想について

利用しやすい	54人	93.1%
普通	3人	5.2%
利用しにくい	1人	1.7%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



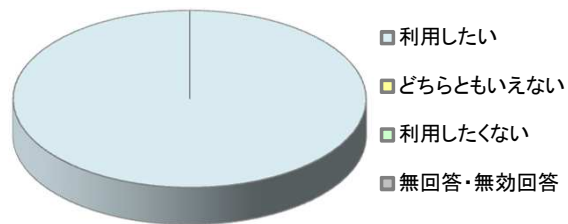
4 開館日・開館時間について

利用しやすい	48人	82.8%
普通	9人	15.5%
利用しにくい	1人	1.7%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



5 またご利用いただけますか

利用したい	58人	100.0%
どちらともいえない	0人	0.0%
利用したくない	0人	0.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	58人	



< 参考 > 意見・感想等

<ul style="list-style-type: none"> ・ ②いつも笑顔で接してくれる。③小さい子でも使えるおもちゃ等があるし安全に遊べるから⑥いつも利用して助かっています。ここに来ると子ども達がいっぱいいて楽しいし、お母さん達とも仲良くなれて、いつも来るのを楽しみにしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②いつも笑顔で接してくれる。③家から近いので来やすい④ホームページで開館時間の詳細がわかるといい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ③密になりにくいので安心⑤家から近い
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②子どもにも優しいですし話やすいです。③おもちゃが沢山で子ども大好きです
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①コロナ渦で記入物が多い。小さい子をみながらは大変②いつも親切に声をかけて貰っています③空いている。体を動かすスペースがある。④平日の幼児の利用可能時間がPMに限り短い。⑤アットホームな雰囲気です。子どもにも良い⑥スタッフの方の管理や雰囲気がとてもいいと思います。他にもこういう施設があればいいのと感じる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①コロナ対応で熱の測定してもらい安心して遊べます。②子どもにも親切で好ましくないこと等もしっかりつけていただき助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②いつも明るくあいさつしてくれるので⑥いつもここに来るのを楽しみに私も息子もしています。これからも利用させてもらいます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥出入りに口に柵があればうれしい
<ul style="list-style-type: none"> ・ ④PMも使える日がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ③初めてでしたが他の児童センターに比べおもちゃが充実していて子供がたのしそうでした④子供が早起きのため9:00~開館だと助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥いつもありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②とてもいいです③近い④土日が休みなので日曜もあいてるといい⑤遊び物の種類が豊富でいいです
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②おむつ交換の時に2階をすすめてもらえた③男性トイレでもおむつ交換スペースがあれば助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ②久しぶりに来たので声をかけてもらい良かった③色々な遊具があり喜んで遊んでいた⑤近所なので時々利用したいです
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①ポスター、プリントで詳しく説明があるから